

転封の世紀

——
作法の形成
——

谷

口

昭

はじめに

一 慶安四年の交換転封

二 寛文九年の転封

三 宝永七年の交換転封

四 享保二年の三方領知替

最後の転封 —— 結びにかえて ——

はつめい

一七世紀半ば近くから一八世紀半ばまでのほぼ一世紀の間、頻繁な転封の舞台となった地域がある。その間、後に藩と呼ばれる城邑の範囲が確定し、大名家中の領知替が繰り返された時代は、幕藩制国家の確立と、法の世界においても近世社会の成熟に向かう期間であったといえよう。小稿は、そのような幕藩体制論につながる大きなテーマを、ささやかな転封という側面から考察しようとする試みである。ささやかな、というのは二六〇余の藩領があったなかで、伊勢国亀山藩が経験した転封の諸現象を考察の対象とするからである。

しかしながら、転封とは領域、すなわち地域を超えた歴史事象であり、当事者となる複数の大名家中はもとより、幕府の諸機構が関わって推移する。その過程を辿っていくと、確かに一領域に留まらない幕藩社会のメカニズムが覗いていた。その点では、同様の事例を集積することで近世社会の全体像に敷衍する可能性を秘めている。但し、実証的にその過程を追求しようとする場合、適切な記録類に恵まれる領域は、そう多くない。比較的豊富な史料が蓄積された亀山藩に絞った所以である。

一 亀山藩は、伊勢国鈴鹿郡を中心に、三重・川曲郡の一部にまたがる譜代中小藩である。天正一八年（一五九〇）二万二石で亀山城に入った岡本宗憲は、若山旧城の東南に本格的な平山城を築いて近世亀山城下の基礎とし、文祿三年（一五九四）伊勢国における大岡検地七人衆の一人として鈴鹿郡の検地を実施したが、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の役で滅亡した。同年（九年ともいふ）亀山城を守っていた三宅康貞（武蔵国瓶尻城主）が三河国挙母に移ると、戦国末期まで亀山を領有していた関一政が美濃国多良から五万石で再び入封し、幕令に従って東海道の置かれることになった亀山宿を整え、城郭の修築に力を尽して城下の体裁を整えた。同一五年、一政が伯耆国黒坂に移封

されると、三河国作手から松平忠明が五万石で入封、元和元年（一六二五）大坂に転じたあと、亀山の一部は天領となつて四日市代官水谷光勝の預り地となり、他は津藩の支配に属した。ついで同五年、拳母から三宅康信が一万石で入封、近世前半期を通じてなお城主の交代は頻繁ながら、以後の亀山は譜代大名常置の地となつた。康信は翌年二石を加えられたが、その子康盛は寛永一三年（一六三六）再び拳母に戻り、代つて本多俊次が三河国西尾から五万石で入つた。このとき確定した鈴鹿郡七三力村・三重郡五力村・河曲郡八力村によつて構成される城附八六力村五万石の城邑が、亀山藩領の中核として幕末まで伝えられることになる。本多家以後は、慶安四年（一六五二）近江国膳所から石川家、寛文九年（一六六九）下総国関宿から板倉家、宝永七年（一七一）志摩国鳥羽から松平（大給）家、享保二年（一七二七）鳥羽から再び板倉家が入封し、延享元年（一七四四）板倉家と交替する形で備中国松山から再度石川家が入封して、廃藩まで亀山を領知した。¹⁾

このうち小稿では、慶安四年に本多家に代わつて石川家が入封し、度重なる譜代大名の交替を経た後、延享元年に石川家が再入封するまでを（亀山藩の）「転封の世紀」として扱う。このようにしばしば譜代大名の交替が繰り返されたのは、西に鈴鹿峠をひかえた二つの宿駅（関・亀山宿、坂下宿は公領）をもち、東海道の要地と見なされた亀山の特質であろう。以下、所替・国替と称された転封の時代に焦点をあて、城主家中の交替ごとにその実態を描くことにしたい。幕藩社会の一地域を構成し、領域を移動した大名家中の状況からは、近世社会の組織原理と、その時代を生きた大名の存在形態が浮かび上がってくると思われるからである。そして、法令によつて明確に裏づけられていないものの、数十年の間に、転封の作法（マニエール）が形成されてきたことを示すことができれば幸いである。

一 慶安四年の交換転封

慶安四年四月、一五年間の亀山在城ののち、本多俊次は近江国膳所城（滋賀県大津市）に移された。代わって亀山城に入ったのは、寛永一年から膳所を領分としていた石川家であったから、このとき両家中が領地を交替する、いわゆる交換転封が行われたことになる。同時代を生きた野尻村の大庄屋打田権四郎は、自ら編んだ『九々五集』⁽²⁾（巻第一 城地・年譜部）のなかで次のように記している（傍線は筆者、以下同じ）。

一 高五万石 十五年所務 本多下総守俊次

此時定当城附八十六ヶ村、

寛永拾三丙子年、従三州西尾知当領、丑ノ年より城中悉普請初ル、三ヶ年二成就、

慶安四卯年、高貳万石御加増、江州膳所へ得替、

御家老 本多 伊 織
本多次郎右衛門

那波九郎右衛門

菅沼 兵太夫

御郡代 稲野 市之丞

中条次郎左衛門

御引渡 本多 伊 織

膳所へ得替之節上使 多賀 左 近
竹生四郎兵衛

石川殿衆

御請取 加藤新五右衛門

前嶋 孫左衛門

町奉行 寺本四郎右衛門

記事は簡潔ながら、ここには転封という事象に含まれるいくつかの要素が見えている。一般的に大名家中が封（封土＝領地・領分）を転じる場合、領分（のんびと）にとつては、城主つまり領主の移り変わりを意味する。その際、領主の交替がもたらす政策（民政、法と裁判と徴税、近世では「領知」といわれた）の違いがあれば、領分の民にとつて深刻な事態となる。逆に、前後の領知に継続性が認められるとすれば、それを可能とした引き継ぎのシステムを説明する必要がある。

その一方で、幕命によって領分を移動する大名家中の立場からすれば、領地・領民との関わりはもちろん、それ以上に、転封時に表面化する幕府との関係が説明されなければならないであろう。幕府を將軍とその家産機構と捉えれば、幕藩制国家では大名とその城邑も將軍の家産を構成する要素と考えられるからである。残された記録の性格とあわせて、転封の全プロセスをたどってみると、そこには時期的な差異とともに、近世社会の縮図ともいふべき諸相が浮き彫りになってくると思つ。

しかしながら、慶安四年の転封に関して『九々五集』は、右に示した以上のことは語ってくれず、石川家関係の記録にも、この転封の実際を詳細に示す史料は見あたらない。ここでは城郭の「引渡」と「請取」に当たったのが両家中の家老であり、それを指揮するために將軍の名代として「上使」が幕府から派遣されたことを知っておけばよい。本多家の「郡代」と石川家の「町奉行」は、引渡・請取の対象となる郷村受け継ぎの担当者として記されたものと想定できるが、これらの詳細は以後の事例で補っていくことにしよう。

ところで、幕府が大名家に転封を命じる場合、その理由を明示することは多くない。この交換転封についても、本多家については、俊次の父が大坂冬・夏の陣に際して膳所城を守り、元和三年には同城を得た。しかし、同七年に俊次が膳所で襲封したものの、すぐに旧領三河国西尾城に移されているので、同家とくに深い由緒があったとはいえず、領知を交替する確かな理由とはならないようである。とすれば、このときの転封の契機として、石川家の側に何らかの理由があったのであろうか。

実は、石川憲之（初め昌勝）は祖父忠総の跡を継いで膳所城主となったのであるが、それが慶安三年（二月）のことであった。父廉勝が同年七月、忠総に先だつて没したので、嫡孫の憲之が遺領を相続したのである。確たる原則ではないものの、城主の継目、とくに重要とされる城地を幼主が相続した場合、転封が行われることが多いのは事実である。このとき憲之は一七才で、必ずしも幼主とはいえないが、継目を理由として膳所から龜山に移された可能性はある。これは、三〇年前に、同じく相続直後の俊次が膳所から西尾に移されたことにも通じる、幕府の大名配置政策の一環であった。決して転封を予測したのではないであろうが、死期を悟った主殿頭忠総の遺言とされる次の文書からは、継目に直面した大名家中の心すべき領知の姿勢が窺えるといえよう。

条々

- 一 公儀より兼而被 仰出候御法度之趣、弥嚴重二可被相守事、
- 一 膳所城中番等念を入可被申付事、付火事等無之様二仕置肝要事、
- 一 公儀御用人之儀は不及申、不限誰人往還其煩無之様二肝要之事、
- 一 膳所之外へ諸奉公人むさと出シ申間敷候、無抛用所有之候而断申候もの八各別之事、
- 一 他所之もの、一切城中へいれ申間敷候、慥成縁者親類、主殿之家中二有之而断申二おゐて八各別之事、
- 一 膳所領知行之儀、百性等さ^{マシ}たち不申、隠貧^{マシ}二而罷有候様委相触、勿論仕置等肝要事、

一山林竹木等きりとり紛失無之様ニ堅ク可被申付事、

一家中諸侍、下々ニ至迄髪刺候事堅令停止畢、或八大事之御城之番等之ため、或宗十郎殿ため、公私御用等か
けさる様ニとの義ニ候事、

一主殿殿於江戸不敢取灰ニいたし、上方へ指越、いかにも輕ク弔可仕候、此段は此方にて相極可申遣事、

一家中諸奉公人取見たさず、不断のことくニいたし罷有候儀專一二候、不及申大事之地ニ而候間、作法悪敷候
八、跡式之ため迄不可然事、

一家中之もの、見廻として一人も此方へ参間敷候、用人有之ニ付而は、此方より呼ニ可遣事、

右十一ヶ条之趣、内々主殿頭殿思召候通ニ候、況宗十郎殿如此被仰候間、我等共令相談是迄申遣候、主殿殿御
病中、御老中衆御精出御懇比之段申も疎ニ候、死去之様子定而可被達 上聞と推量申候、万事無油断仕置等可
被精出也、

慶安三年極月廿四日

上野 阿波守

大久保右京亮

阿倍四郎右衛門

石川 伊織 殿

加藤新五右衛門殿

牧 志摩 殿

石川 修理 殿

近藤左右衛門殿

山崎 弥兵太殿

まいる

これは、忠総の内意を宗十郎憲之の名で江戸の家臣が膳所に伝えたものである。家中から江戸への見廻（見舞い）や、死後に家臣が剃髪して公私の勤めの障りとなることを禁止し、自らの葬儀は軽くとり行うべきことが述べられている。しかし「条々」の主眼は、当主忠総の死によって膳所城の警衛や領民の仕置きに混乱と空白を生じさせず、スムーズな憲之の跡式を期するところにあった。そこには膳所を「大事」の地とする認識と、直系ではあつても孫に城地と家臣を委ねることへの懸念がなかったとはいえないであろう。それ故に、継目から三カ月たらずの、きたるべき領知替を予見させる大名家中の立場を示す文言となったのではないだろうか。もちろん亀山も東海道の要衝として重要な領分であつたが、そのことは後に触れる。

また「条々」に記された幕令の遵守や出奉公の規制、山林竹木の保全などは、転封を頂点とする家中の重大事に際して常に発せられる事柄である。ここでは、憲之の襲封・転封に付随して、叔父総長（慶安四年に一万石で伊勢国神戸城主となる）ら、忠総の次子以下へ合わせて二万石を分知した、というよりしなければならなかったことに注目しておきたい。なぜなら領分の石高と石川家の家禄、すなわち大名家に固有の領知高の調整も、慶安四年の交換転封の契機となつたと考えて間違いないからである。このとき本多俊次も二万石の加増を受けて、新たな家禄に見合う膳所七万石を領有することになつたのである。

慶安四年の交換転封は、このような両家のおかれた状況のもとで行われた。しかし、初めて亀山に入った石川家の亀山在城は寛文九年までで、それほど長くはない。ただし七年という、決して短かくはない歳月を経たのち、同家は旧領に再入封し、明治の廃藩まで亀山を領知することになる。その間、山城国淀城（京都市伏見区）・備中国松山城（岡山県高梁市）の主として二つの領分を支配していたものの、近世を通じてみれば、亀山と石川家の関係は最も長く、深かつたといえるであろう。大名家中の移動歴の一モデルとして、亀山に入るまでの石川家について、

その起こりと来歴をたどっておこう。

『寛政重修諸家譜』によれば、石川家の始まりは近世のはるか以前、平安時代の清和源家の流れで、河内国石川郡（大阪府南河内郡）を領有した時代に遡るといふ。世上では石川源氏と称された一族で、忠総にいたる歴代当主には、長く豊かな事跡やエピソードがある。戦国時代の末期に徳川家康に従い、中興の祖とされる家成の子康通のとき上総国鳴渡（千葉市）から美濃国大垣（五万石）に移った。関ヶ原の戦いの翌年、慶長六年のこととされる。忠総は大久保忠隣の実子であったが、母が家成の娘なのでその外孫にあたる。忠隣は家人として庇護した大久保長安の不正事件に連座して改易されたが、忠総は家康の命により石川家の家督を継ぎ、大坂の陣のあと一萬石の加増を得て元和二年、豊後国日田（大分県日田市）に移された。寛永一〇年には、さらに一萬石を加えて下総国佐倉（千葉県佐倉市）に移り、次いで翌一二年、膳所城に転じたのである。

このような転封履歴を経たのち、石川家の初代亀山城主となったのが膳所で当主となった憲之であり、同家の領知移動は以後もまだ続くことになる。これは石川家に、あるいは領分としての亀山に限ることではなく、ある種の大名家中が、ある種の領分を横切る形で、自らの領知と幕府への義務を果たす存在であったことを示している。亀山は、ここでいう「ある種の領分」であり、この地を去来した大名諸家は、譜代大名として近世国家の骨格の一部をなすものであった。その点で、亀山が経験した転封という歴史事象は、幕藩制国家を機能させるメカニズムの一つに組み込まれていたといえよう。以後に検討する転封の実態は、そのような近世社会の姿を語ってくれるはずである。

一一 寛文九年の転封

寛文九年二月、石川家中が山城国淀へ移ると、亀山には下総国関宿（千葉県野田市）から板倉重常が入った。このときの転封は、同六年に宮津城主京極高国が改易されたあと、幕府領となっていた丹後国宮津（京都府宮津市）へ淀城主永井尚征が入り、石川憲之の淀移封にもなつて板倉重常が亀山に移ることになった。先の交換転封とは違つて、この場合は三つの大名家中が連鎖的に城地を転じることになつたのである。明証はないが、京極家の御家騒動で城主のいなくなつた宮津に譜代大名を配し、上方の支配体制を整えること⁵が、一連の転封の発端となつたことは想像に難くない。幕府による大名配置策の一環として、亀山がこのような全国規模の転封の連鎖の輪につながつていたことが分かる。このとき四代將軍家綱から板倉重常に与えられた領知朱印状⁶は次の通りである。

伊勢国鈴鹿・川曲・三重三郡之内、亀山領八拾五箇村四万九千石、武蔵国豊嶋郡内三箇村四百九拾九石弍斗、新座郡上新倉村五百石八斗、都合五万石 目録在別紙 事充行之訖、全可領知者也、仍如件

寛文九年八月三日 御朱印

板倉隠岐守とのへ

これは大名・公家・寺社に宛てて一斉に家綱が発給した「寛文印知」と呼ばれる朱印状で、代々の板倉家に伝わつた写である。隠岐守重常の亀山入封とほぼ同時期に発給されたものであり、転封直後の時宜を得たものとなつてい

る。
この転封については、同家と入れ代わつて淀に移封した石川家中の記録に「寛文九年己酉五月三日 勢州亀山方城州淀江 御交代之一巻」⁷が残されているので、おおよその推移をたどることができる。

石川家に対する転封の申渡は、同年二月二十五日である。このとき龜山在城中であつた憲之は、江戸の藩邸からの報せを受けて一四日に龜山を出発し、二一日に江戸に入った。二月六日に老中から参府が命じられ、注進の使者が一〇日に龜山に到着したからである。前日の召し状によつて二五日に登城した憲之には、將軍直々かどうかは分からないが、五〇〇〇石の加増と淀への所替が命じられ、家綱の近習とする上意が伝えられた。歴史学の通例では、江戸城における申渡を以て転封の日とするが、城主家中の交代と領分の受け渡しには三カ月程度を要するのが普通であり、それまではもとの家中の領知が続くことになる。

申渡を受けた憲之は、先ず將軍に対して転封の謝礼を言上し（三月七日）、次いで献上の儀礼を果たした。このとき石川家は「公方様へ御馬代金拾枚・時服五ツ、御台様へ白銀拾枚」を進めているが、これは当時の通例である。同時に、江戸から城地へ派遣される上使・代官との折衝と、入れ代わりの相手となる家中との間で綿密な打ち合わせが行われた。現代風にいえば、転封に関わる実務処理が始まるのであるが、スムーズな城地の交替ができるように、絵図や帳面類の作成と情報収集など、周到な事前の準備が必要となるからである。なにしろ全く知らない城地に、数百人の家臣とその家族が移動しなければならないのであるから。

ここでいう上使とは、主として城郭の請取渡に任じ、転封の全体を指揮するために任命される將軍の名代で、正使と副使が派遣される。領分を構成する郷村を引き渡す役割は、城地近隣の代官が担う。城地を交代する両家中の間で行われた遣り取りの細部とともに、上使・代官に対する大名家中の対応ぶりからは、幕藩社会の特質と大名家中の存在形態がそのままに表面化すると思われる。それらの実態については、史料の豊富な以後の事例で扱うことにしたい。

「御交代之一巻」によれば、在城中に参府を命じられた憲之は四月二二日に江戸を出立し、同二〇日に龜山にもどつた。日を置かずに同晦日、龜山城を上使桜井庄之助・村上孫八郎（正使と副使）に引き渡し、その日のうち

に亀山を去って五月三日、淀に派遣された上使・代官から城地を受け取っている。このように城主自身が引渡と請取という交替の現場に登場する例は珍しく、上使との対面や応接のシーンなどが知りたいのであるが、そこまでの記録は残されていない。亀山を退去する石川家中は、四月二十九日に先手の家士の集団が、晦日には城主に従う人数が、それぞれ行列を組んで出発し、伏見（京都市伏見区）で合流し道中二日で淀に向かった。「一巻」は鉄炮・弓をはじめとする武器その他の装備と道中の休泊など、家中の引越の姿を再現することを可能とする記録である。

亀山城の引渡については、「亀山御城受取」として、板倉家の家老板倉全右衛門・新美弥五兵衛の名を記し、本丸・二之丸・御殿および数々の門や番所の引渡に配した家士の名（と石高）をあげている。これらは家中間の打ち合わせで、予め板倉家から提供された帳面によって記録されたものである。この日を境として城主の家中が完全に入れ代わるのであるから、四月晦日を事実にもつた転封の日付ともいいと思う。

他方、この日亀山に入った板倉家にも同じような記録があったはずであるが、現在のところ同種のものは見あたらない。そこで同家に伝わる「板倉家系譜外伝」⁸（十四の補遺、以下「板倉系譜」と略称）を見ると、「関宿ヨリ亀山へ所替ノ節、上意毛殊ノ外御懇」であつたこと、江戸城から退出した重常は家老・年寄と家中の者呼び集め、自分は病身で十分な奉公をしていないが、「先祖ノ勤功ヲ 思召シ、高五千石御加増被下、其上往還筋勢州亀山ノ城ヲ御預ケ被成下候ハ、謀ニ難有仕合ナリ」と述べている。先祖の勤功というのは、寺社奉行に任じた父重郷はもとより、長く京都所司代を務め、その施政と裁判の手法が「板倉政要」としてまとめられた曾祖父勝重・重宗父子の功績を指すのであろう。従って、重常に対する転封の申渡は、老中による形式的な奉書の朗読ではなく、慶長年間に遡る昔話を交えた將軍直々の親しい雰囲気の中で行われたと想像しておきたい。

このあと重常は、家禄の加増も含めた將軍家の厚遇に報いるため、またその威光を示すためにも、亀山城には騎馬百騎を連れ、威容を改めて入ることを命じた。その領分は京都にも近く、人馬の往来に賑わう東海道の往還筋で

ある。記事の行間からは、関東の北辺に位置する閑宿に比して、龜山を格別の地だとする意識が読み取れるように思ふ。「板倉系譜」が「龜山の城は東に桑名の洋あり、西に鈴鹿の險あり、東海道要害の地なり、今この城を賜ふ非常の恩遇なり」と記するのは、先に龜山を「ある種の領分」と述べた、当時の認識を示すものである。

重常の言葉にもどる。転封の申渡直後かどうかは分からないが、彼は家中の侍に対して「京極丹後守身躰潰候付、大名八父子ノ間柄ノ心得別テ大切ナリ、京極身躰全ク父子ノ間ニ愛敬兼備セサル故ナリ」とも論じた。大名は末々の者とは違い、親子でも平生は一緒に生活することがなく、堅苦しく遠慮がちになって、たまの出会いも他人行儀となる。それが親子の疑心と不和を招き、京極家は御家騒動で改易となったのだというのである。このような言葉の背後には、自らの今回の転封が三年前に起きたこの事件につながっており、永井・石川・板倉家が連鎖的に宮津・淀・龜山へと領知を移動する遠因となったという認識があったといつてよい。

それはさておき、転封の申渡を受けた重常は三月二十八日、父祖の城地へもどる暇を賜い、四月一五日に閑宿着。翌一六日に当地に派遣された上使へ城を引き渡して江戸に帰り、一九日に江戸を発して四月晦日に龜山城を上使から受け取った。このように引渡と請取が同じ日ではなく、しかも城主自らが請取渡の現場にいたとすれば、これを寛文期の転封の特質といえるであろう。「九々五集」は板倉家の老中清水小右衛門の覚書を引いて、「殿様龜山へ西四月晦日五ツ時御着座、桜井庄助・村上孫八郎様方御請取」と記し、石川主殿頭は六ツ半時に上使と板倉左右衛門に料理を進め、城の引渡を終えたのち龜山を発つたと記している。清水は閑宿引渡のため、この場にいなかったの¹³で、編者は行間に追記する形でこの記事を書き加えたのである。

しかしながら、板倉家には龜山入封時の諸道具や米銭などを記した「覚書」が残されていた。それによれば、石川家による引渡でも触れたように、請取役人は家老板倉左右衛門・新美弥五兵衛であり、城主の記載はない。知行所帳面（「万手形共」・城米・金銭・蔵物などの請取には、それぞれ担当役人名が記されている。その冒頭に「龜

山御城江番人、庄野より御先江被遣候覺」とあり、四月二八日付となっているので、これは正式の請取渡の前日に行われたはずの内渡の記事であろうか。また「庄野（三重県鈴鹿市、庄野宿）より御先江」というのは、城主重常を含む本隊が一つ手前の庄野宿に逗留していたことを意味するのであろう。

この時点では、龜山城下はまだ石川家中の管理下にある。城の本丸・東大手門はじめ、各所の城門（青木門・太鼓門・石坂門・黒門・江ヶ室門・本丸中門）と米蔵、および東町・西町（ともに辻番所、「御交代之一巻」による）に配された番人と武器その他の装備は、晦日の引渡に備えた準備とみるべきであろう。ちなみに本丸と東町（辻番所）の配備は、次のようであった。

| | | | |
|------|--------|-------|-----------|
| 本丸 | 高木太郎兵衛 | 東町 | 青木安右衛門 |
| 鉄炮拾挺 | 山下 源兵衛 | 鉄炮五挺 | 吉田 弥四郎 |
| 弓 三張 | 設楽 忠三郎 | 弓 三張 | 足輕 八人 |
| 鏑 五本 | 芦田 利兵衛 | 鏑 五本 | 中間 五人 |
| | 辻 与次兵衛 | 幕 片張 | |
| | 足輕拾三人 | 突棒 | |
| | 中間 五人 | さすまた | 此四色番所二有道具 |
| | | もちり | |
| | | より棒五本 | |

これら城下の配備は、先にみた石川家の「御交代之一巻」にある渡方の記録と完全に一致する。石川家の場合は、渡方役人のそれぞれに石高を明記する程度の違いである。板倉家に龜山領知の経験はないから、事前の打ち合わせ

で石川家からもたらされた情報に基づき、家禄において同格の家臣を配したものに違いない。そしてこれらは、請取の完了後も板倉家が概ね維持した城下の備えとなったはずである。家中の交替という転封の前後を通じて、領知を継続させるシステムの一つが、このような形で機能していたと考える所以である。

このように残された史料に語らせると、一七世紀後半における龜山城請取の状況には、微妙な食い違いと明らかにしきれない部分が残る。それは城主家の家譜・系譜類と家中の記録の差によるのであろう。前者には後世の加筆修正がほどこされることがあり、また家中の機構を総動員して推進・作成される転封の実務記録とは、おのずと記録者の目線が異なるからである。それにも関わらず、ここで両者を引用して細部にこだわったのは、なかなか再現できないこの時期の転封の実態を知りたいからであった。そうすることで、ある意味では作法マニエールにまで整えられていく、以後の、あるいは他家中の事例と比較する手がかりとなるであろう。

ところで、本隊に先んじて遣わされた城下各所の番人のほかに、「覚書」には城付の米銭に関する三つの文書が収められている。いずれも請取渡が行われた四月晦日付のもので、一つは板倉隠岐守名で幕府勘定所に宛てた「預り置申御城米之事」という預り証文である。城米とは、幕府が負担して五街道の宿駅など重要な城地に備蓄させた城詰米のことで、有事に備えた非常米を意味する。このとき石川家から受け取ったのは三〇五〇石で、その内訳は、前年に龜山・関地蔵の両宿が幕府から借用した四九〇石の手形と、現米二五六〇石であった。証文では、確かに石川主殿頭から受け取って預ったこと、毎年の年貢米で新しく詰め替えることと、幕府の必要に応じていつでも返納することを約している。

その他の二つは城銭と金子の請取証文で、板倉家の家老・年寄から石川家の引渡担当者に宛てたものである。「請取申御城銭之事」では合わせて銭三〇〇〇貫文、その半分は城米と同じく龜山・関地蔵からの借用手形で、残り半分は金子と銭で受け取ったことを記している。「請取申金子之事」も同様で、寛文元年に関地蔵と龜山東町・

西町が受けた伝馬人足役の助成金八〇〇両の勘定を引き継いだものである。これは公儀からの拝借金で、大名家の責任で借用したものであるから、幕府の要請があれば「此方より御勘定相勤可申候」として、板倉家による返済を石川家に通知したのである。

板倉家の亀山入封に際しては、さまざまな領知事項が文書によって引き継がれたはずであるが、のちの事例で示すような詳細な記録は、家中の史料としては残されていない。ここで述べた城附米銭は、幕府と大名家中に関わる重用事として記載されたのであろう。前領主からの引き継ぎの一例を知る以上に、板倉家が入ったのは東海道往還の地であり、城米を常備する要地の一つであったことを再認識する必要がある。ここにも亀山が「ある種の重要な領分」であったこと、その領知者は、むしろ幕府の機能を延長する地方機関にも似た部分があったことが示されている。転封という観点からみると、自分仕置を原則としながらも「ある種の大名家中」の存在形態が浮き彫りにされるのである。

さて、この転封について、領分の人々はどうのような対応をしたのであろうか。大名家中の記録の欠を補って余りあるのが、先に引用した『九々五集』である。これは大庄屋打田権四郎（昌克）が編んだもので、この時代の亀山にとつては、地域の語り部ともいえる貴重な情報源となっている。このときの請取渡について、家中の記録では明らかにできなかった具体的な状況をできる限り再現しておこう。¹⁵⁾

亀山城を石川家から板倉家に引き渡すため、幕府から派遣された上使二人が亀山東町に入ったのは、四月二五日八つ時であった。城主石川憲之は麻上下姿で大手門から会所の東へ出向き、彼らと同道して大手門から城内に招き入れ、次いで二之丸へ案内している。この間、上使は一旦、加藤齋院・石川左兵衛の屋敷に入ったが、これは予め宿所として用意されていたものである。彼らは晦日までの亀山逗留中、城廻り近辺を見分し、領内の絵図を好んで見たという。その案内と接待は御馳走役が勤めたが、ここに大庄屋打田五兵衛が加わっていることに注目しておき

たい。彼は案内の間に、上使が江戸から携えてきた、所替に際して家中および領民の心得となる高札の趣意を知らされているからである。「条々」とも表現される二六日付の文言は次の通りである。

一 喧嘩口論被停止之畢、若有違犯之族は、双方可被誅伐之、万一加担人於有之は、其科可重於本人事、
一 竹木一切不可剪採事、

附不可押買狼藉事、

一 武具諸道具、替地之所江可被取越事、

一 家僕之儀、所替之地迄被召具、其上非譜代者可為主従相对次第事、

一 今度所替二付、高百石二付一疋一人出之、二日路可相送事、

一 種借之事、蔵方出之、被借付儀於無紛は当秋可返弁事、

一 年貢未進可被弃捐事、

一 未進方二非取仕男女之事、替地之所迄送届、其上本國へ可被返之、但過廿ヶ年は可為譜代事、

附譜代二出置男女之事、於無其紛八譜代勿論之事、

一 借物八可為証文次第、

右之条々依 仰執達如件、

西四月廿六日

桜井 庄之助

村上 孫八郎

上使は二七日、新しく建てた高札場を見分し、西町から関(宿)に赴いた。その帰途に大庄屋打田権四郎宅で昼休みとなり、権四郎は上使にお目見えしている。五兵衛といい権四郎といい、これは大庄屋が石川家中と一体となつて上使に対応していることを示す。つまりこの時期、龜山という領分においては、大庄屋が幕藩社会のなかで然る

べき役割を果たしていたことを知るのである。

翌二八日にも上使は活発に領内を見分している。江ヶ室門から七間町を経て椿世村道を通り、中ノ山から城下に戻ったが、川崎村の古城（峯城跡か）はあいにくの悪天候で断念したらしい。そして東町に出向いたのであるが、それは先に述べたように、両家中間で行われた諸門の内渡に立ち会ったためであったと推定してよい。おそらく本丸・二之丸や曲輪など、城郭の内渡は二九日であったと想像されるが、それを裏づける記録は今のところ見あたらない。転封のクライマックスは城郭の請取渡である。これは上使と両家中間で行われ、大庄屋といえども直接の関与はない。四月晦日六つ半時から石川憲之は上使に対して城の引渡にかかり、五つ時に板倉重常が上使から請取を終えて亀山城に着座したという情報を伝えるのみである。事後の処理に要する人員を残して、憲之は直ちに淀に向けて発駕、途中で権四郎宅に立ち寄り、父子に紋付・小袖を与えている。¹⁶城主直々にこのように処遇されるほど大庄屋、とりわけ打田権四郎と石川家中のつながりが深かったことは事実であり、同様の関係は新しく入った板倉家に、さらに次の城主となる松平乗邑にも受け継がれていくのである。

以上、寛文九年の転封については、かなりの憶測をまじえて細部にまで深入りしすぎた嫌いがある。ここで注目すべきは、上使による請取渡の現場に石川・板倉両家の当主が登場すること、大庄屋が上使の領内見分にも深く関わっていたことである。憲之と重常が直接対面したかどうかは分らないが、以後に整えられていく転封の作法から見ると、これは珍しい事例といえるのではないか。大庄屋の関与と合わせて、寛文期の、そして亀山に特有のあり方がここに現れていると思う。近世の後半期になると大名家の記録は膨大で詳細になる。その点で、この時期は近世全体から見ればやや古い時代といえ、記録の密度は決して濃いとはいえない。そのなかで同時代の情報を伝えてくれる『九々五集』の史料的价值は見逃すことができない。

三 宝永七年の交換転封

亀山に入ってほぼ二〇年ののち、板倉重常は元禄元年（一六八八）二月に致仕し、養子となっていた周防守重冬が跡を継いだ。さらに二〇年余を経た宝永六年三月に重冬が没すると、その遺領を一三才で継いだ重治は、翌七年正月二六日に志摩国鳥羽へ移され、鳥羽からは松平（大給）和泉守乘邑が亀山に入封した。幼主の継目を契機とする亀山・鳥羽の交換転封である。このとき亀山に入った松平家には「亀山拾冊」という、世にもまれといえる質と量を備えた大部の記録が残されているので、先ず入封する家中の史料にこの転封を語らせよと思う。その一つ「亀山御入部・御参勤・御帰城・年始五節句、其外御祝儀事」によると、転封の申渡から両家中の出会い（談合）を経て請取渡にいたる過程が簡潔に綴られている。

一 宝永七年寅正月廿六日、亀山江御所替被 仰付候段、同一月朔日三日半之飛脚二而鳥羽江申来候事、

寅五月九日

一 亀山町屋為宿割、御普請奉行山田新兵衛・御使番鈴木七兵衛・同荻野一平次・当分大目付伊東武左衛門、鳥

羽罷立候事、

一 諸事為御用、御勝手御用人松原九左衛門、小役人召連、右同日鳥羽罷立候事、

同五月廿七日

一 御城請取、一番立水野宗右衛門・粟生新助、其外一番立之面々亀山町宿江、夫より追々致着候事、

同六月三日

一 新十郎様御家老井上権兵衛・野中伊右衛門其外御役人、此方より水野宗右衛門・粟生新助始御役人、於御馳

走所出会、御城請取渡之儀申合候事、

同九日

一 御城御引渡之 上使井戸三十郎様・徳永八左衛門様、亀山江御着之事、

同十一日

一 卯刻 御城請取相済、前以申合候通、所々御番所等相定請取、直二御番所相勤候事、

一 上使江御馳走之儀、其外之事共、御所替一卷帳面二委細記有之事、

右によれば、先に述べた板倉家の入封では、多分に想像に委ねなければならなかった転封のプロセスと構造が、かなりの部分において明らかになる。鳥羽の松平家中に亀山移封の報がもたらされたのは二月朔日で、請取渡は四月後の六月一日。その間に、請取にあたる人数が亀山城下の町屋に泊まる宿割りのほか、諸事打ち合わせのために普請奉行・勝手用人たちが亀山へ出向き、交替が迫った六月三日には両家中の家老クラスの役人が御馳走所で出会い、請取渡の手順について最後の申し合わせを行ったことが分かる。上使が亀山に到着したのは九日で、一日に事前の打ち合わせ通り城郭と城下各所の番所の引渡が終わったあと、直ちに松平家による番所警備の勤めが始まったのであった。最後に見える「御所替一卷帳面」には上使への対応その他が記録されていた筈であるが、現在その内容を知る術はない。

松平乗邑の亀山在城は短かったが、同家には宝永七年の転封に始まる七年余の亀山領知の記録「亀山拾冊」(以下「拾冊」と略称)が残されていた。その中味と伝来の経緯を含めた意義については既に別稿¹⁶⁾で扱ったので、小稿では触れない。一般に、転封の関係史料を類型化してみると、一方において、大名家中がいくつかの領分を転々として、家中とともに持ち歩いた数少ない記録があり、他方において、固定した空間を通過したいくつかの大名家中が、その領知期間に残した藩政の史料があるという、当然の認識が得られる。やや飛躍するが、これらを領知の法

の記録になぞらえるならば、家中に固有の、転封に伴って持ち込まれ、また持ち去られた家法の部分と、それらを含んで領域に定着した領域法の部分に分かれるからである。従って「拾冊」は、伝存の形態と記録の内容という両側面から、この二つの類型をみごとに兼ね合わせた、極めて稀な転封の、そして同時に藩政の記録という特性を備えているのである。これを亀山が経験した転封の世紀を象徴する記録と位置づけたい。

「拾冊」には随所に転封に関連する記事は見受けられるものの、家中の移動についての記述はそう多くない。幸い宝永七年の転封については、松平家中に「鳥羽藩日記覚」(以下「日記覚」と略称)と板倉家中に「亀山・鳥羽申合覚帳」(以下「申合覚」と略称)がある。それらも交えて、家中が鳥羽から亀山へ移った経過を再現してみよう。

亀山移封の報が鳥羽にもたらされ、老臣によって家中に伝えられたのが二月一日であったことは先に述べた。このとき乗邑は江戸在府中であつたから、一月二六日に登城した彼は將軍家宣から直々に転封の上意を拝し、直ちに使者を国元に発したのであろう。続いて数日後、鳥羽に入るのが亀山城主板倉重治であり、このたびの所替が「御入替之儀」すなわち二つの家中による交換転封であることが報知されている(「日記覚」二月五日)。この二つの報の時間差には、どのような意味があるのであろうか。おそらく転封の申渡は御家と家中にとつて最も重大な事態であり、江戸からの早馬を乗り継いだ使者によって在地にもたらされることが多い。「日記覚」には見えないが、鳥羽では家臣たちが登城し、城主の所替に対して「祝儀帳」に記名したはずである。それに対し、相手家中の情報などは、当面の指令とともに通常の継飛脚で届けられたものと想像してよいと思う。

報を受けた鳥羽では、すぐさま城内および城下の警備に念を入れるべきこと、家中の屋敷・小屋と樹木・植木を荒らさないように通達し、奉公人の処遇や亀山への引越の心得が示されている。特に武家奉公人の不足は全国的な問題で、転封の報と同時に「今般就御所替御家中之召仕男女、只今迄居懸候分代り日限候共、直二召置可申」き旨を家中に通達し、また、家中に奉公人の資質による等級は大庄屋に決めさせ、当人にはその理由を説明し、家中

へは籤によって配分、人数の水増しはするべからずという触書（「日記寛」二月四日）が出された。組支配の者へは「唐津方御所替之節申渡候通、唐津抱之者八其身斗引料相渡、妻子等八残置候筈二候、併自分二而引越度候者八勝手次第之定二候、此度も弥其通可被申付候、鳥羽抱之者勿論之事情」（「日記寛」二月五日寛）と触れ出された。ここには転封の履歴と、唐津から持ち込んだ家中の旧法（旧例）が覗いているといえよう。重宝された有能な中間であるうか、「唐津抱」の者が鳥羽に、そして亀山に移ることに注目しておきたい。大名家中は武家だけの世界ではなく、日常と非常とを問わず庶民社会に依存していたのである。

ところで、鳥羽城の引渡と亀山城の請取（板倉家の場合は亀山城の引渡と鳥羽城の請取）の日程を決めるのは、それぞれの現地に派遣される上使である。彼らは將軍の使番として、城郭の請取渡について全ての手順を指揮する任務を帯びていた。松平家の場合、鳥羽引渡の日程について、上使と藩邸の遣り取りの結果が江戸からもたらされたのは三月二日のことであつた。それによると、上使から交替の四〇日ほど前に定日を決めて文書で報告することが求められた。その時点では、まだ決められないと挨拶したところ、前後の違いは構わない、大体いつ頃になるか書付を出されたいということであつたので、板倉家と相談の上で五月中旬頃とした。従つて家中へは、その時期を念頭において移動の支度をするよう申し渡している（「日記寛」三月三日）。

このような経過にさしたる意味はないのかも知れないが、一般的には上使が主導して定日を指定する事例が多くなつていくなかで、「四十日程前」「大方何頃」かを問うているのは、定日の決定を大名家に委ねていることを示している。それは上使の定式がまだ確立していない現象の一つと考えると、一八世紀初頭の転封をめぐる一つの特長といつていいのではなからうか。次第に転封による城の明け渡しがマニュアルに従ったセレモニーとなつていく過程で、亀山・鳥羽の交替の方式はその最終段階にあつたと考えられるからである。

しかしながら、両家中が想定した五月中旬の交替には、亀山に特有の思わぬ障碍が待っていた。ちょうどこの時

期は、宇治茶を將軍家に献上するお茶壺が関・龜山を通る時期に重なっていたからである。そこでやむなく、請取渡の定日が板倉家中、というよりも龜山という領分の都合によって六月中旬に延期されることとなった(「日記覚」三月三日覚)。結局、最終的に両城の請取渡が両家中の談合の結果、六月一日に決まったことが鳥羽に報らされたのは、「龜山御城請取、鳥羽御城渡、御双方様被仰合、六月十一日二御極被遊候」(「日記覚」五月七日)と記すように、五月七日のことであった。

鳥羽・龜山へそれぞれの上使が到着したのは六月九日であった。江戸で拜命してから現地に向する過程では、上使と両家中の江戸藩邸はもちろん、国表からも領知の諸事項について尋書と答書の遣り取りを軸に、進物・留守見舞い・ご機嫌伺いなど、儀礼行為を含めた様々な折衝があった筈である。「日記覚」は、「上使御着之節并御城御見分之節致形帳 一冊」(「日記覚」五月十九日覚)と記すのみで、その中身を知らせてくれず、引渡の前々日八つ時に荒川内記・市岡佐大夫が鳥羽に到着し、今井数馬の屋敷へ入ったことを記録するのみである。幸い「申合覚帳」は、両家中の申し合わせの形ではあるが、鳥羽・龜山における上使の出迎え・御馳走・内渡・見分・見送り等の実際を示してくれるので、両地を通覧する形でかいつまんで補っておくことにしたい。

この時点では当然、双方の引渡・請取役人(責任者は家老・年寄)が既に二つの城地に出揃っている。先ず上使の出迎えについては、

一 鳥羽二而 上使様方御着之節、為御迎此方年寄共峠之門迄罷出、新十郎様御年寄衆は町之中迄御出候事、
一 龜山二而 上使様方御着之節、新十郎様御老衆は江戸口迄御迎二御出之由、此方之老共は町之中迄申出候事、
というように、引渡方と請取方で遠近の差、つまり出迎え儀礼の厚さに差があったことが分かる。

次に、上使による現地の見分は前日の一〇日に行われ、各所の番所には麻上下姿の番人が配されていた。これはあたかも請取渡当日のりハーサルのように見えるが、実は番所の内渡を兼ねていた。城郭・武具などは鳥羽城は本

丸で、龜山城の記載はないが多分二の丸で引き渡しが行われる手筈を申し合わせていたが、実際には「御双方御城附武具并諸帳面内渡之事」として、前日の「内渡」となっている。これはすべて上使の指図によるもので、双方の役人の装束は羽織袴姿である。何気ない記述であるが、改易や他の転封事例で武装姿で臨む緊迫した場面があるなかで、平穏な交替のセレモニーであったことを示している。翌六月一日に行われた城郭の引渡と、最終的な家中の鳥羽退去について、「日記覚」(六月一日)は淡々とその経過を次のように書き留めている。

一朝六時前方 御城并所々御門江相詰候面々罷出候、尤御人数揃、上使様江御老共方御案内有之、同六半時過方御兩人様御本陣江被為入、此節御役人不残相詰候事、

一同四時過 此方様御人数引取、奥谷屋敷前押廻シ御人数揃申候、同刻次郎右衛門・主米助・数馬支度承候旨被申越候二付、奥谷御門内方御人数繰出シ、無滞鳥羽致発出候事、

以上のプロセスを経て、松平家中は鳥羽城の引渡を終えた。当然、同時進行の形で龜山でも城請取の手順が進んでいた。龜山への上使二名(井戸三十郎・徳永八左衛門)は、鳥羽と同じ六月九日に到着した。一日になると板倉家中では城の東端松原へ行列の人数を揃え、七半時過からそれぞれの部署へ繰り出して五時過に城の請取渡は終わった。入封した龜山では、引渡を終えた鳥羽とは違って、城を受け取った瞬間から松平家中の管理が始まり、新たな領知に着手することになる。この日の夜から鑓奉行と物頭は二の丸に泊り、大手門の番所に泊り番を置くなど、城の警衛を申し渡している。先に紹介した「龜山拾冊」は、この状況を法令として次のように収録していた。²³鳥羽での先格・前格が引き継がれたこととも確認しておきたい。

一御城請取即日方御城并大手御門・青木御門江御鑓奉行・物頭之内言人ツ、泊番相勤候事、

但御城泊番八、以後共二御留守中は先格之通泊番相勤候、大手・青木両御門八、御城内御家中屋敷江面々引移候後、相止候事、

一御城請取翌日方前格之通御鍵奉行・物頭之内巻人、大目付巻人加り、御広間并大手・青木上番判改、相勤候事、

四 享保二年の三方領知替

享保二年一月、短い亀山領知を終えた松平乗邑は淀に転じ、同七年の大坂城代を経て幕閣への途を辿っていく。代わって亀山には鳥羽から板倉重治が還封したが、両家中ともこの転封の記録を残していない。僅かに「板倉家系譜外伝」²⁴によって、次のような経緯を知ることができる。すなわち、例のごとく、この年一〇月四日付で出府を求め老中連署の書付が同八日に鳥羽にもたらされた。急遽江戸に赴いた重治が一月一日に登城したところ、將軍の命により鳥羽を転じて亀山城主に再任され、翌年三月一日に亀山城に移ったという。ちなみに重治の亀山入部は同年五月二十八日であったとも「系譜」は伝えているので、転封と直後の入部の経緯を概ね知ることができる。

実は、この転封には松平・板倉両家の他に、もう一つの大名家が関わり、それが両家の領知移動の理由となっていた。『徳川実紀』(有徳院殿御実紀 巻五)享保二年一月朔日条には次の記事が載せられている。

この日松平和泉守乗邑は丹後国(伊勢の誤)亀山より淀に転封す。淀は皇京擁護の要地なれば。光慈幼年にして知るべきにあらず。故にこたびかへ下さるゝにより。何事も心用ゆべきよし面命あり。板倉近江守重治は鳥羽より亀山につつまる。

右によれば、淀城主松平(戸田)光慈は、父光熙の死去にともない、わずか六歳で家を継いだ。幼主の継目を理由として「皇京擁護の要地」から所替となったのは、当然のことといえよう。その結果、淀に亀山から松平乗邑を

移し、亀山に鳥羽から板倉重治を入れたのである。このような、三つの領分を三つの家中が順繰りに移動する転封を三方領知替というが、板倉家中からすれば淀城主の交替を原因とする、ついでのような、あるいはとぼつちりに近い転封であった。もっとも亀山は鳥羽より収納高も多い旧領なので、板倉家中に転封の煩雑さを除けば落胆はなかったと思う。

このとき鳥羽には使番時田玄蕃・書院番竹中彦八郎が、亀山には使番島五郎右衛門（正祥）・小姓組神保源五左衛門（長澄）が、それぞれ引渡上使として派遣されていた。²⁶先に松平・板倉両家にはこの転封に関する史料が見あたらないと述べた。しかし意外なところに、当然といえば当然なのであるが、板倉家中の記録が書き残されていた。鳥羽を受け取った松平（戸田）家が伝えた「譜局叢書」²⁶（六、戸田家文書）には、上使兩名による上使尋書と答書が収録されていたのである。

そこで「転封の世紀」と題した小稿では、まだ提示できていない「上使尋書」のモデルとして原文を掲げておく。もちろん、これに続く答書とともに、当時に松平（戸田）家によって筆写され、しかも「譜局叢書」に収録された記事である。

一 時田讚岐守様・竹中彦八郎様二而御渡被成候御尋書、并御答申上候書付、左之通、

覚

- 一 城絵図式枚可被差出事、
- 一 城付武具并城米有之候八、書付可被差出事、
- 一 城中番所入替り人数并武具数書付可被差出事、
- 一 城引渡惣人数之名書付可被差出事、
- 一 侍屋敷并足輕屋敷数書付可被差出事、

- 一 城下人別町数家数書付可被差出事、
- 一 御関所并口留番所有之哉之事、
- 一 船着有之哉事、
- 一 御朱印地寺社書付可被差出事、
- 一 御預り人無之哉事、
- 一 一切支丹類族無之哉事、
- 一 鳥羽三年物成平均并浮所務有之哉、書付可被差出事、
- 一 我等共鳥羽旅宿、兩人程近罷在度候、侍屋敷ニても町屋ニても、勝手次第御申付可有之候、尤普請は不
及申、畳表替等も無用之事、
- 一 右之通可被相心得候、已上

二月十一日

蒔田讃岐守
竹中彦八郎

最後の箇条を除く一〇力条が、板倉家中による鳥羽領知の全体像を尋ねる内容となっており、その一々について「享保三戌二月板倉近江守」と記して家中は詳細な答書を上使に呈していた。なお、右に加えて二月二十六日付、蒔田讃岐守名で「板倉近江守殿 御留守居中」あてに次の三力条の尋書が追加され、二八日まで書付を差し出すよう要請されたことを付け加えておこう。

- 一 御預ケ船御破損料、村附ニても有之哉之事、
- 一 鳥羽城柳内東西南北長間何程有之哉之事、
- 一 鳥羽城方程近城々道法、何程有之哉之事、

右之通、廿八日迄之内書付可被遣候、以上

松平（大給）家中も同様の上使尋書に応じた亀山領知を包括する答書を作成し、板倉家中はそれを筆写して請取の記録として残した筈である。ここでは、定型化されたのちの時代、他の転封例では五〇力条を超える尋書が形成されてくる過渡期的のものとして理解しておきたい。転封にはこのような文書が作成されていたことを知り、また、そのような記録は家中を超えて存在したことを確認するしか仕方がないと思う。

最後の転封 —— 結びにかえて ——

延享元年三月一日、亀山城主板倉勝澄は備中国松山城（岡山県高梁市）に移され、重常が初めて入部した寛文九年以来、鳥羽に移った期間を除く五代六六年におよぶ板倉家中の亀山領知は終わりを上げた。代わって石川総慶が松山から入封したが、石川家も憲之の時代、慶安四年から寛文九年まで亀山に在城していたので、この転封によって四分の三世紀以前の旧領に戻ったことになる。

『徳川実紀』（『有徳院殿御実紀』巻五九）によれば、長病の勝澄を要地亀山の鎮めとできなかったことが領知交替の原因で、「御治世以後御加増所替記」²⁷にも「勝澄の長病二付、在所場所柄之事故、所替被 仰付之」とその理由をあげている。「場所柄」とは、二つの宿場を備えた東海道の要地という意味であろう。以後、板倉・石川両家中とも松山・亀山に定着して幕末にいたるので、これが亀山にとってのみならず、両家中にとっても「最後の転封」²⁸となった。

これまで「ある種の領分」と表現してきた亀山にとって、最後の転封は三度目の交換転封であった。その意味をどう理解するか。結局のところ、去来した大名諸家中は一時的な通過者であり、個々の家中にとっての城地は単な

る任地に過ぎなかつた——少なくとも延享元年に行われた最後の転封までは、ということになるだろう。換言すれば、ほぼ一世紀の間、龜山に入り、龜山を領知し、そして龜山から出ていった大名家中は、幕藩体制の確立期はもとより、それ以後も日常的に転任を予定された「転封の家」ともいふべき「ある種の名名家」であつた。ここにたび重なる領主の交替を経験した龜山の特性と、同時に一つの城地に安住することを許されなかつた譜代大名——中小規模の——の置かれた立場がかいま見えるといえるであらう。

もちろん、このような状況は他にもいくつかの城地に共通するので、とくに龜山に限ることではない。後世、幕藩体制が過去のものとなつた明治になつて、「所領之地、永代タラシム可カラス、年々相量リ所領ノ地移易サス可シ、令永代時ハ必驕、已傷民ニ至ル事、是レ譜代大名ノ領地、數年間ニハ必ス移轉セラル所以ナリ」と理解されてきた、大名に対する幕府の姿勢の現れである。あるいは「別而面々ハ心安き者故」「外様大名への手本ニも成候様ニト可心懸」として、特別の心得を要求された譜代大名の宿命であつた。

さて、近世も半ばを迎えると、大名家中の残す文字史料は格段に多くなる。その後の転封がなかつたせいも、延享元年の転封には、家中の記録が豊富である。それらを用いた転封の実態の分析は、拙稿「最後の転封」に委ねたい。また、小稿では、転封の作法については形成の途中までしか触れることができなかったことを遺憾とする。この頃にほぼ定式化したと想定できる転封の形態は、各種の雛型を突き止めるには至っていないが、一九世紀の事例で確かめられると思う。その確認と、時間的な差異を含めた分析は別稿に譲ることをお断りしたい。

註

(1) 拙稿「龜山藩概説」(龜山市教員委員会編『龜山藩大庄屋記録 九々五集』所収、昭和六一年)。

(2) 国立公文書館(旧内閣文庫所蔵)。その全文を翻刻したものが前註(1)所掲の刊本である。

- (3) 亀山市歴史博物館所蔵「加藤家文書」(『三重県史』資料編 近世2所収 九四、平成一八年)。
- (4) 山田木水著『亀山地方郷土史』第二卷(『三重県郷土資料刊行会、昭和四六年』参照)。
- (5) 『宮津市史』史料編第二巻解説(平成九年、宮津市役所)。
- (6) 徳川家綱領知朱印状写(高梁市歴史美術館所蔵)。
- (7) 前註(3)所掲「加藤家文書」(『三重県史』資料編 近世2所収 一〇二)。
- (8) 板倉重徳家所蔵、国立史料館に寄託。
- (9) 「板倉系譜」本文、寛文九年二月二十五日条。
- (10) 同右、補遺。
- (11) 同右、三月二十八日条。
- (12) 『九々五集』巻第一(城地・年譜部)一一頁。以下頁数は前註(1)所掲『近世亀山藩大庄屋記録 九々五集』による。
- (13) 同右巻一(条目・証印部)一〇〇頁。
- (14) 明治大学博物館所蔵「板倉家文書」。
- (15) 『九々五集』六五、六六頁。
- (16) 同右二四頁。但し六七頁では「主殿様廿九日朝、権四郎宅へ被為人、御懇意を以御紋付御小袖一宛父子へ被下之候、被掛御腰候義、前晚名川六郎右衛門殿方御内談被仰聞、其覚悟仕候」という記述があり、日付にやや混乱が見受けられる。
- (17) 西尾市郷土資料館保管。拙稿「転封考 史料編 松平乗邑文書」(二)〜(六)(『名城法学』四五 三、四八一、平成八〜一〇年)に校訂、分載した。
- (18) 拙稿「亀山拾冊 松平乗邑の足跡」(『三重の古文化』八二所収、平成一一年)。
- (19) 拙稿「持ち歩かれた法 大給松平家の場合」(『藩法研究会編『大名権力の法と裁判』所収、創文社、平成一九年)。
- (20) 名古屋大学附属図書館所蔵。前註(3)所掲『三重県史』資料編 近世2所収 一三二「松平乗邑の鳥羽帰城・在城・亀山転封」。
- (21) 明治大学博物館所蔵「板倉家文書」。

- (22) 転封の通例の作法。「御交代相済候御祝儀帳」は「日記寛」六月一四日に記されている。
- (23) 「亀山御入部以来 所々番所定并町廻等之寛」。
- (24) 前註(8) 所掲「板倉系譜」十四。
- (25) 『徳川実紀』享保三年二月一五日条。
- (26) 前註(3) 所掲『三重県史』資料編 近世2所収 二三八「淀・鳥羽入替の記録」。「譜局叢書」六の末尾には「文政十三年庚寅八月廿三日写、同年十月初七校合畢、原本加藤甚十郎典寛所蔵」と別筆の注記がある。
- (27) 国立公文書館(旧内閣文庫) 所蔵。
- (28) 拙稿「最後の転封 伊勢亀山藩の場合」(『三重県史研究』三所収、昭和六二年)。
- (29) 『徳川禁令考』一五 (第四章「城地沿革法令」 所替)。
- (30) 同右三三八三(第四章「襲封家礼令条」)。